



いしわら


<http://www.chofu-schools.jp/isiwara-sho/>

「子どもを悪くさせる法 20か条」

校長 飯島 慶裕

長い夏休みが明け、子どもたちのにぎやかな声が校舎に戻ってきました。夏休み中、子供たちに関わる大きな事件・事故等の連絡がなかったことが、学校にとって1番うれしいことでした。

この夏休み期間、7月28日には熊本地方を震源地としたマグニチュード7.1の地震が発生し、8月には各地で大雨が降り、甚大な被害に見舞われました。心よりお見舞いを申し上げます。多くの方が避難生活をされていますので、被災地域の皆様に、一日も早く心安らぐ日々が訪れますようにお祈り申し上げます。

ところで、今から60～70年前、米国デンバー少年裁判所が、「子供を悪くする法」というものを発表し、世の親たちに警告を発したことがありました。

(日本では、「9条」や「12か条」などにまとめられたものが紹介されています。)

- 第1条 幼いときから、欲しいものは何でも与える。
- 第2条 汚い言葉、悪い言葉を覚えたら面白がって笑う。
- 第3条 精神的な教育や道徳を一切教えない。
- 第4条 間違ったことをしても、決して叱らない。
- 第5条 子どもが散らかしたものは、すべて親が片付ける。
- 第6条 読みたい本、見たいテレビ、ネットを何でも自由に与える。
- 第7条 子どもの前で、夫婦の喧嘩やいさかいを絶えず見せる。
- 第8条 お小遣いは、欲しがるだけいくらでも与える。
- 第9条 欲しいもの、やりたいことを何一つ我慢させない。
- 第10条 対立する相手(学校の先生、警察、他人の大人)を子どもの前で徹底的に批判する。
- 第11条 子どもが何かトラブルを起こしたら、すべて「周囲や相手が悪い」と言ってかばう。
- 第12条 家族一緒にの食事や時間を大切にせず、バラバラに過ごさせる。
- 第13条 生活習慣(就寝・起床・食事の時間)を決めず、夜更かしも自由にさせる。
- 第14条 いいところがあっても、決して褒めない。
- 第15条 常に他人(兄弟や友人)と比較して「お前はダメだ」となじる。
- 第16条 親の都合や感情だけで、ある時は激しく怒り、ある時は無視する。
- 第17条 親が自身の「不誠実な生き方(嘘や不貞など)」を平気で子どもに見せる。
- 第18条 過剰に干渉し、子どものプライバシーを一切認めない。
- 第19条 子どもの話を真剣に聴かず、いつも「忙しい」「後で」とあしらう。
- 第20条 これらをすべて実行した上で、子どもが非行に走ったら「私の運が悪い」「この子は生まれつき悪かった」と嘆いてみせる。

これはもちろん「逆説的子育て論」です。子どもを育てるには精神的にも肉体的にも苦勞が伴いますが、愛情に包まれて育った子どもは、人にも愛情をもって接することができます。また、薬物等の誘いに対しても、決して負けない子どもになります。子どもたちが健やかに育つよう、家庭・学校・地域で協力して見守っていきましょう。



運動会練習について

9月より運動会の練習が始まります。残暑が見込まれますので、暑さ対策(水筒・汗拭きタオルなど)をお願いいたします。また、連日の練習となりますので、衛生上の観点から週の半ばで体育着を持ち帰ることがあります。体育着に代わる「運動できる服」を御準備ください。



